

令和8年春季三観広域消防火災予防運動実施計画

1 目的

令和8年春季全国火災予防運動実施要綱に基づき春季三観広域消防火災予防運動を効果的に行うものとする。

2 重点推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理
- イ 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進
- ウ 電気火災の危険性に係る広報の実施
- エ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- オ 防災品の周知及び普及促進

(2) 地震火災対策の推進

- ア 地域における火災予防の推進
- イ 感震ブレーカーの普及推進

(3) 林野火災予防対策の推進

- ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
- イ 林野火災注意報・林野火災警報の的確な発令と警戒パトロール
- ウ 全国的な少雨時の注意喚起
- エ 火入れに際しての手續等の徹底
- オ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

3 推進項目

(1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火対象物の用途等に応じた防火安全対策の徹底
 - (ア) 飲食店における防火安全対策の徹底
 - (イ) ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
 - (ウ) 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
 - (エ) 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
 - (オ) 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導等に係る取組の推進
 - (カ) 直通階段が一つの防火対象物に対する防火管理及び消防法令違反是正指導の徹底
 - (キ) 大規模な倉庫、駐車場等における防火安全対策の徹底
 - (ク) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底
 - (ケ) 発電施設における防火安全対策の徹底
- イ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

(2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進

- ア 充電式電池に関する注意喚起
- イ ガストーチバーナーに関する注意喚起

(3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

(4) 乾燥時及び強風時の火災に対する警戒の強化

(5) 放火火災防止対策の推進

- ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底